

THIRD-PARTY CORPORATE APPRAISAL / 第三者法人鑑定

中古車画像・動画 第三者法人鑑定書

案件鑑定書 | 公開用の想定事例・デザイン確認見本

修理を販売しない第三者法人が、依頼者の変更できない統一条件で確認。
契約前からの潜在リスクや買い手側の関与も、資料から評価できる範囲で明確に示します。

REPORT ID / 鑑定書番号

TSK-VEH-2026-0001

発行日 2026年8月28日

対象車両	トヨタ カムリ（サンプル）／2021年式／48,550km	ご依頼者	田原 達政 様（見本）
購入先	サンプル中古車販売店	納車日	2026年7月23日
申告症状	納車後の警告灯、車体下の液体、白色排気、振動	プラン	案件鑑定書

EXECUTIVE SUMMARY / 総合要約

警告表示、車体下の液体、白色の排出物が、納車後約3週間・走行約500kmの時点で記録されています。複数の現象がこの期間の通常使用だけで新たに形成されたとは考えにくく、契約前から不具合またはその原因となる状態が存在した可能性は高いと評価します。提出資料上、買い手の過失は小さい可能性が高く、買い手側の行為を主要因とする具体的根拠は確認できません。

01

契約前からの潜在リスク

評価：高 | 納車約3週間・約500kmで複数現象

02

買い手側の行為が主因

評価：低 | 衝突・誤給油・警告無視の資料なし

03

販売店へ再確認する合理性

評価：高 | 販売時説明との整合確認が必要

02 INDEPENDENCE & METHOD / 独立性と確認方法

第三者鑑定として成立させる設計

専門性だけでなく、誰が・どの条件で・何を記録したかを明確にします。修理業者の資料や依頼者自身の調査を否定せず、それらとは異なる独立した立場を加えることが本書の役割です。

01

修理・整備業者の資料

故障診断・修理方法・見積金額を確認する重要な資料です。修理受注や費用との利害関係を相手から指摘される可能性があります。また、修理・整備業者は原則として鑑定は行いません。

02

依頼者自身の解析

依頼者自身が既存のAIなどで解析した結果は、問題点の初期整理に有用です。一方、質問方法や与えた前提によって結論を誘導できるのではないか、と受け取られる可能性があります。

03

タスカルの第三者法人鑑定

修理を販売せず、依頼者が解析条件・判定基準・出力を変更できない統一手順で確認し、法人名義で鑑定書を発行します。

発行主体：合同会社タスカル

STANDARDIZED REVIEW PROCEDURE / 標準確認手順

01 原本を特定

ファイル名・識別値・受領日時を記録

02 事実を観察

写る状態、聞こえる音、時間位置を記述

03 独自システムで解析

固定された順序・条件・判定基準で整理

04 評価を明確化

契約前リスク・買い手側の関与・再確認の合理性を表示

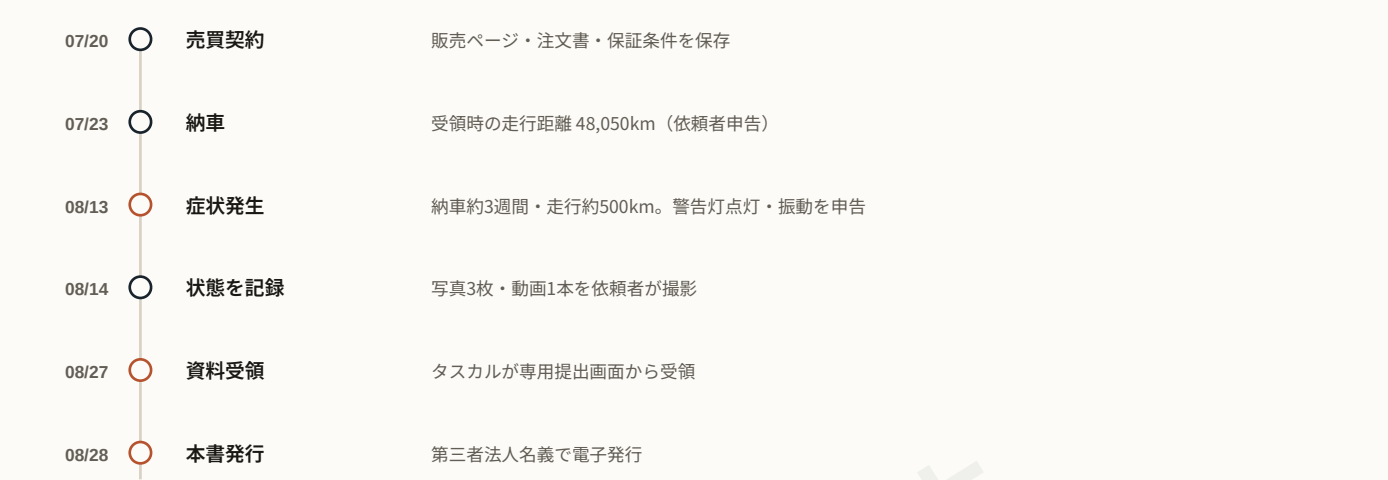
WHAT THIS DOCUMENT CERTIFIES / 本書が証明する手続

対象資料・確認手順・発行主体が明確で、依頼者が結論を変更できない統一手続により、第三者法人名義の鑑定書として作成されたことを示します。

03 CASE RECORD & SOURCE FILES / 案件経緯・原本資料

案件の経緯と原本識別

CASE TIMELINE / 案件時系列



SOURCE FILE REGISTER / 原本ファイル一覧

ID	原本ファイル	種別・サイズ	受領日時	SHA-256 (先頭)
P01	P01_メーターパネル.jpg	PHOTO 47 KB	2026-08-27 19:42 JST	0bc6d3ddcac1297f...
P02	P02_車体下の液体.jpg	PHOTO 95 KB	2026-08-27 19:43 JST	64948c79937e87e8...
P03	P03_排気状態.jpg	PHOTO 63 KB	2026-08-27 19:44 JST	0db74fc840dc707d...
V01	V01_アイドリング時の状態.mp4	VIDEO / AUDIO 20 KB	2026-08-27 19:45 JST	73cdc4076947ee65...

RELATED DOCUMENTS / 関連資料

D01	販売ページ写し	『機関良好・異常なし』との掲載内容を確認する補足資料
D02	注文書・保証書	契約日、車両特定、保証条件を確認する補足資料
D03	販売店との連絡記録	症状申告日と回答内容の時系列を確認する補足資料

※ SHA-256は原本同一性を確認するための識別値です。本見本では掲載画像から実際に算出しています。実運用では提出された原本ファイルの値を記録します。

04 MATERIAL FINDINGS / 資料別確認結果

資料別確認結果 01

P01 PHOTO

P01_メーターパネル.jpg



提出資料の表示見本

確認事実 / OBSERVED FACT

停車中のメーターパネル上で、エンジン警告灯を含む複数の警告表示が点灯している状態を確認した。

独自システムによる解析 / SYSTEM ANALYSIS

納車後約3週間・走行約500kmで複数の警告表示が記録された点を踏まえると、買い手の短期間の通常使用だけで全てが新たに生じたとは考えにくい。契約前から電源・通信・制御系の潜在的な不調が存在した可能性がある。

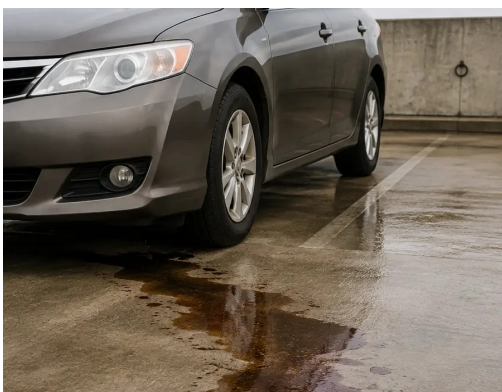
案件評価への寄与 / CASE RELEVANCE

納車後約3週間・走行約500kmで複数の警告表示が記録されており、契約前から電源・通信・制御系の潜在的な不調が存在した可能性を示す資料として重みがある。

SHA-256 0bc6d3ddcac1297f...c93841ea

P02 PHOTO

P02_車体下の液体.jpg



提出資料の表示見本

確認事実 / OBSERVED FACT

車両前方寄りの路面に、赤褐色に見える液体の広がりを確認した。車体との位置関係は確認できるが、滴下点そのものは写っていない。

独自システムによる解析 / SYSTEM ANALYSIS

液体が路面上に一定の広がりを形成しているため、一時的な付着だけでなく継続または反復する漏出と整合する。納車後約3週間・走行約500kmの通常使用でシール類などの劣化が急に形成されたとは考えにくく、契約前から漏れにつながる状態が存在した可能性は比較的高い。

案件評価への寄与 / CASE RELEVANCE

短期間の通常使用で漏れにつながる劣化が新たに形成されたとは考えにくく、契約前から漏れにつながる状態が存在した可能性を補強する資料となる。

SHA-256 64948c79937e87e8...9480a504

05 MATERIAL FINDINGS / 資料別確認結果

資料別確認結果 02

P03 PHOTO

P03_排気状態.jpg



提出資料の表示見本

確認事実 / OBSERVED FACT

車両後方の排気口付近から、白色の排出物が比較的濃く見える状態を確認した。周囲の路面は濡れている。

独自システムによる解析 / SYSTEM ANALYSIS

白色排出物だけでなく水蒸気なども考えられるが、警告表示と車体下の液体が同時期に記録されているため、冷却システムを含む不調の可能性を軽視できない。買い手の使用方法を主因とする事情は提出資料から確認できない。

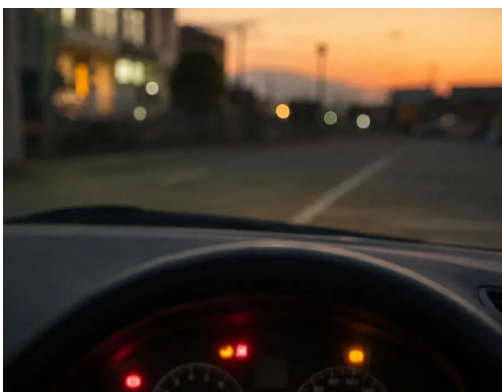
案件評価への寄与 / CASE RELEVANCE

警告表示と液漏れの資料を併せて見ることで、単なる一時的な水蒸気だけではなく、契約前からの冷却システムを含む不調を確認する合理性が高まる。

SHA-256 0db74fc840dc707d...45b900ef

V01 VIDEO / AUDIO

V01_アイドリング時の状態.mp4



提出資料の表示見本

確認事実 / OBSERVED FACT

運転席から撮影された映像では、停車中のメーターパネルと車内前方が記録されている。00:08から00:21にかけて、依頼者が『振動が大きい』と述べる音声が入力されている。

独自システムによる解析 / SYSTEM ANALYSIS

映像内の車体揺れは撮影者の手ぶれと分離しにくい。ただし、警告表示・液漏れ・白色排出物と近い時期の申告であり、単なる感覚的な訴えとして切り離さず、契約前からの潜在的な不調を確認する追加資料として扱う合理性がある。

案件評価への寄与 / CASE RELEVANCE

他の異常記録と近い時期の症状申告であり、契約前からの潜在的な不調が納車後に表面化した可能性を検討する時系列資料として有用である。

SHA-256 73cdc4076947ee65...c2836b22

06 INTEGRATED ASSESSMENT / 統合評価

統合所見・販売店への確認事項

INTEGRATED FINDING / 統合所見

複数の現象が納車後約3週間・走行約500kmで表面化しています。この期間の通常使用だけで全てが新たに形成されたとは考えにくく、契約前から不具合またはその原因となる状態が存在した可能性は高いと評価します。

契約前からの潜在リスク

評価：高

買い手側の行為が主因

評価：低

販売店へ再確認する合理性

評価：高

確認できた事実

P01では複数の警告表示、P02では一定の広がりを持つ液体、P03では白色の排出物を確認した。いずれも納車後約3週間・走行約500kmの時点で記録され、D01の『機関良好・異常なし』という販売時説明との間に確認を要する相違がある。

独自システムによる解析・第三者法人としての評価

複数現象が短期間に表面化した経緯から、契約前から潜在的な異常または劣化が存在した可能性は高い。提出資料には衝突、誤給油、改造、警告後の長時間走行など、買い手側の行為を主要因とする事情がなく、買い手の過失は小さい可能性が高い。

販売店へ確認を求める事項

販売時に行った点検内容、複数の警告表示・液漏れ・白色排出物に対する見解、販売ページの『機関良好・異常なし』との整合、保証による点検・修理対応の可否について、書面での説明を求める合理性がある。

DOCUMENT USE / 本書の利用目的

本書は、販売店へ点検・説明・保証対応を求める協議・交渉や、調停・訴訟を含む法的手続において、提出資料の内容と第三者法人の評価を一体で示すための鑑定書です。修理内容や費用の見積りを行うものではありません。